

令和 8 年度
新大石田大橋周辺整備基本計画検討業務

特 記 仕 様 書

大石田町 建設課

1 共通仕様書の適用

本業務の履行にあたっては、山形県県土整備部制定「設計業務等共通仕様書」（令和7年10月改定）」に基づき実施しなければならない。

仕様書の記載内容の優先は「特記仕様書」、「共通特記仕様書」、「共通仕様書」の順とする。

※ 共通仕様書は、以下ホームページで参照できる。

山形県のホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp>）

- 組織別ページ
- 県土整備部
- 建設企画課
- 共通仕様書（業務委託）

2 共通仕様書に対する特記事項

設計業務等共通仕様書に対する特記仕様事項は次のとおりとする。

第 1 章 総 則

第 1 条 適用の範囲

本特記仕様書は、「令和 8 年度 新大石田大橋周辺整備基本計画検討業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

第 2 条 業務内容

本業務は、大石田大橋架け替えに伴い取付道路と南通線に囲まれる余剰地において、土地利用および整備方針を検討し、基本計画としてとりまとめるものである。

なお、本業務は、大石田・横山地区かわまちづくりの一環であり余剰地の整備方針には、河川利用（既往検討における「歴史・文化ゾーン」の範囲）と連携した検討とする。

また、本業務は以下の計画書の作成を前提として検討するものとする。

○都市再生整備計画

○大石田・横山地区かわまちづくり計画書

第 3 条 受発注者の責務

受発注者の責務は、共通仕様書第 1103 条に定めるものに加え、受発注者の責務について以下のとおりとする。

- 1 本業務を履行するにあたり、受注者はその技術を駆使して確実・詳細・丁寧に行い、成果は所定の条件を満足しなければならない。なお、受注者は本特記仕様書に明記していない事項であっても業務上必要と思われるものについては、責任をもって充足、調整等を行うこと。
- 2 受注者は、業務内容の変更において、調査職員から不適切な指示等があった場合は、発注者に対し書面で報告ができるものとする。
- 3 発注者は、前項の報告を受けた場合は、5 日以内（休日等を含む）に受注者と協議し適切な措置を講じなければならない。

第 4 条 配置技術者に対する要件

1 管理技術者

- 1）共通仕様書第 1 章第 1107 条に規定する国土交通省登録技術者資格は、施設分野：都市計画及び地方計画－業務：計画・調査・設計の資格とする。

第 5 条 配置技術者の確認

- 1 受注者は、業務計画書（共通仕様書第 1112 条）の業務組織計画に配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- 2 テクリスに登録できる技術者については、以下のとおりとする。
 - 1）業務打合せ（電話等打合せを含む）において、調査職員と業務に関する報告連絡・調整等を行い、本業務に携わっていることが明確な技術者
 - 2）現地作業が主となる技術者においては、現地作業を実施していることを写真等で確認

業務委託特記仕様書

できる者

- 3 発注者は、業務計画書に記載された配置技術者のいずれかが本業務に従事していないことが明らかとなった場合、指名停止等の措置を講ずることがある。また、配置技術者以外がテクリスへ登録された場合についても、同様とする。

第6条 テクリスについて

受注者はテクリスにおける「登録のための確認のお願い」の提出方法について、「メール送信による提出」を選択し、調査職員から確認を受けるものとする。

なお、「登録内容確認書」については、テクリスから受注者にメール送信されるため、受注者からの提示は不要とする。

第7条 打合せ等

業務着手時、業務の主要な区切り及び成果物納入時において行う打合せは3回とし、業務着手時、中間打合せ、及び成果物納入時の打合せには、管理技術者が立ち会うものとする。

なお、打合せ等は、共通仕様書第 1111 条第2項に定めるものに加え、以下のとおりとする。

- 1 打合せ記録簿については、受発注者間で相互に確認するものとする。また、打合せ記録簿は、一覧表を作成し、要旨・指示協議等の内容が分かるようにすること。併せて、打合せ記録簿及び打合せ記録簿一覧表は成果報告書に一括して綴り込むものとする。
- 2 中間打合せは、調査職員と協議の上、打合せの回数を変更できるものとする。なお、打合せ回数は対面及びWEBで実施した回数とし、電話や電子メール等による打合せは、そのみでは回数として数えないものとする。
- 3 打合せをWEBで実施する場合は、設計図書について調査職員に協議するものとする。

第8条 業務計画書

- 1 業務計画書は、共通仕様書第 1112 条に定めるほか、共通仕様書参考資料の「業務計画書作成要領（案）」により作成するものとし、当初打合せ後、速やかに提出するものとする。
- 2 受注者は、別添「業務工程表（作成例）」を参考に、クリティカルパスが分かる業務工程表（エクセル形式）を作成し、業務計画書とともに提出するものとする。また、作成した業務工程表は受発注者間で共有し、変更があればその都度更新し、情報共有するものとする。

第9条 資料の貸与

本業務を遂行するにあたって必要となるこれまでの調査・検討資料については、貸与するものとする。また、その他必要な資料については、調査職員と打合せによるものとする。なお、貸与した資料の取扱いについては十分注意し、業務完了後は遅延なく返却するものとする。

第10条 再委託

受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ発注者に業務再委託承諾申請書（別記様式第1号）を提出し、承諾を得なければならない。

第 11 条 新技術の活用について

受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用することにより、活用することが有用と思われる NETIS 登録技術が明らかになった場合は、調査職員に報告するものとする。

第 12 条 成果物の提出

本業務委託は電子納品対象業務委託とし、対象書類は業務成果品とする。

なお、提出する書類等は山形県電子納品取扱要領に基づき提出しなければならない。

1 提出部数

- 1) 電子成果品（CD-R 等） 2 部
- 2) 印刷物（ファイル製本程度） 2 部

第 13 条 成果物納入後の成果物の訂正

成果物納入後の成果物の訂正については以下のとおりとする。

- 1 発注者は業務完了後においても、受注者の責めに帰すべき事由により成果物に不都合が生じたことを発見した場合は、速やかに受注者と協議しの上、受注者に成果物の訂正、補足その他のほかの措置を命ずるものとする。
- 2 受注者は、業務完了後においても、受注者の責めに帰すべき事由により成果物の不都合が生じたことを発見した場合は、速やかに発注者と協議の上、成果物の訂正、補足その他のほかの措置を行うものとする。

第 14 条 書面による変更契約の手続き

業務の変更の際、打合せ記録簿等の書面による調査職員の指示等がないものについては、契約の対象としない。

第 15 条 緊急対応

本業務の履行期間中に災害等の緊急を要する突発的な事象が発生した場合には、現地踏査、検討及び調査等を指示する場合がある。

第 16 条 保険加入

受注者は共通仕様書第 1139 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示すること。ただし、調査職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第 17 条 ウィークリースタンス等の推進

本業務は、受発注者協力のもと、建設業の魅力創出を図ることを目的にウィークリースタンス等の推進を図ることとし、次の事項について業務着手前に受発注者間で共有し、業務を進めていくこととする。

1 打合せ時間の配慮

受注者の移動時間が勤務時間外にならないよう配慮し、午後 4 時以降の打合せは行わない。

2 作業依頼の配慮

- 1) 作業内容に見合った作業期間を確保する。
- 2) 休前日(金曜日など)に休日明け日(月曜日など)が期限日の依頼をしない。
また、翌日が期限日の依頼をしない。
- 3) 受注者の定めるノー残業デーにかかわらず、定時間際や定時後に依頼をしない。

3 ワンデーレスポンスの再徹底

- 1) 問い合わせに対して、ワンデーレスポンスを徹底する。

4 電子メール等の活用の再徹底等

- 1) 受発注者間の連絡は、電子メール等の活用を徹底する。
- 2) 電子メールは、担当者間だけのやり取りとならないよう、総括調査員や管理技術者をあて先に含めて送付し、協議等の内容を共有するものとする。

5 留意事項

- 1) 緊急性を要する災害対応などにおいて、やむを得ず上記の原則に沿った対応ができない場合は、作業依頼時に受発注者双方で作業内容や提出期限等を確認し、合意を図る。
- 2) 設計変更を伴う作業依頼については、「設計変更ガイドライン」に基づき適正に対応する。

第18条 疑義等

本業務の遂行にあたり疑義等が生じた場合は速やかに調査職員と協議するものとする。

第2章 業 務 内 容

第1条 検討項目

検討項目は設計図書に定めるほか、次に示すとおりとする。なお、項目に変更が生じた場合は、調査職員と協議するものとする。

1) 計画準備

業務の目的、主旨を理解したうえで設計図書に示す業務内容を確認し、作業方針および作業工程を検討し業務計画書として取りまとめ提出するものとする。

2) 既往調査・関連計画の整理

これまでの調査結果、関連計画を確認し、課題等を整理するものとする。

なお、これまでの検討業務は以下の通りである。

- ・令和7年度 都市再生整備計画等策定支援業務（大石田町）
- ・令和6年度 大石田大橋周辺整備計画検討業務（大石田町）
- ・令和7年度 新庄管内堤防等修正設計業務（新庄河川事務所）
- ・令和6年度 最上川中流大石田・横山地区堤防等修正設計業務（新庄河川事務所）
- ・令和5年度 新庄管内堤防等修正設計業務（新庄河川事務所）

※新庄河川事務所の業務においては、かわまちづくり検討箇所に限る。

また、以下の資料も整理の対象とする。

- ・令和8年度 大石田町かわまちづくり関係課打合せ資料（大石田町）

3) 基本条件の整理・とりまとめ

2)の整理を踏まえ、検討箇所（「歴史・文化ゾーン」）における以下の項目の整理・とりまとめを行う。

- ・目的と方向性の整理
- ・ターゲット及び利用方針のとりまとめ など

4) 整備方針の検討

3)で整理した基本条件を踏まえ、余剰地の整備方針について以下の項目の検討を行う。

整備方針においては、商業施設を含む場合は、立地条件や市場環境等を踏まえ、施設の成立可能性及び継続的な運営の可能性について概括的に整理するものとする。なお、方針決定のための検討用に整備方針（案）を概略方針で3案（建築物あり・なし等）程度作成し、一覧表にとりまとめるものとする。

- ・目標設定の検討
- ・施設配置計画（パース含む）の作成
- ・配置施設における概算工事費の作成
- ・設計条件の整理
- ・事業方式の検討
- ・ソフト施策の検討 など

業務委託特記仕様書

5) 基本計画とりまとめ

4) で検討した整備方針を踏まえ、以下の項目の検討を行い、基本計画としてとりまとめる。

- ・整備工程（手続き等も含む全体スケジュール）の整理
- ・施設維持管理計画の検討
- ・課題整理と対応（案）のとりまとめ など

6) 報告書作成

1) ～ 5) の検討結果について、総括的に報告書として取りまとめるものとする。

別記様式第 1 号

業務再委託承諾申請書	
年 月 日	
大石田町長 庄司 中 殿	
受注者 住所又は所在地 氏名又は名称及 び代表者氏名	
下記について、業務の一部を再委託したく承諾願います。	
記	
委託業務名称	
委託業務箇所	
履行期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
業務委託料	¥
再委託の分野 ・内容	別紙業務再委託計画一覧表のとおり
受注者	年 月 日 大石田町長 印
上記について、承諾 します。 しません。	

- 備考 1 本書は、正副 2 通提出すること。
- 2 発注者は、承諾するかどうかを決定した後、その決定した本書の副本を受注者に交付するものとする。

業務委託特記仕様書

別記様式第1号 別紙

業務再委託計画一覧表

委託業務名		受注者名	
-------	--	------	--

再委託の 分野・内容	摘 要	再委託者名	担当技術者		契約締結予定 年月日	再委託金額 (うち消費税額及び 地方消費税額)
			職名	氏名		
					合計額	

- 備考 1 再委託の予定は、全履行期間にわたる予定を記入すること。
- 2 必要に応じ、再委託者の概要を記載した書類を添付すること。

構いません。

[illegible]

○歴史・文化ゾーンの整備(案)【ターゲット：町民・観光客】

